



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成18年7月3日

長野県知事 田中康夫

### 1 都市計画区域の名称

波田都市計画区域

### 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

平成17年3月31日現在における長野県松本市大字和田字北西原5901の2、5902の2、5903の2、5904の2、5912の2、5913の2、5914の2、5915の2、5916の2、6033の2、6044の2、6045の1、6046の1、6047の1、6048の1、6049の1、6050の2、6052の2、6053の1、6054から6058まで、6059の2、6066の2、6067の1、6068、6069、6070の1、6071の2、6081の3、6081の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに5917から5919まで、5951から5953まで、5978の2から5978の11まで、6379の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、5979の1、5992、5993、6014、6015、6407の1、6408、6434、6435、6463、6464、6490、6491、6519、6520の地先の道路である公有地の一部

### 3 都市計画区域から除外される土地の区域

平成17年3月31日現在における長野県東筑摩郡波田町字大境8304の2、字横辻10808の2、10809の2、10810の2、10811の2、10812の1、10813、10814の2、10829の2、10830の2、10914から10925まで、10926の1、10926の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字下原9351の1、9354の2、9356の2、9358の2、9359の2、9360の2の地先の水路である公有地の全部

土地・景観チーム

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成18年7月3日

長野県知事 田中康夫

### 1 都市計画区域の名称

松本都市計画区域

### 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

平成17年3月31日現在における長野県東筑摩郡波田町字大境8304の2、字横辻10808の2、10809の2、10810の2、10811の2、10812の1、10813、10814の2、10829の2、10830の2、10914から10925まで、10926の1、10926の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字下原9351の1、9354の2、9356の2、9358の2、9359の2、9360の2の地先の水路である公有地の全部

### 3 都市計画区域から除外される土地の区域

平成17年3月31日現在における長野県松本市大字和田字北西原5901の2、5902の2、5903の2、5904の2、5912の2、5913の2、5914の2、5915の2、5916の2、6033の2、6044の2、6045の1、6046の1、6047の1、6048の1、6049の1、6050の2、6052の2、6053の1、6054から6058まで、6059の2、6066の2、6067の1、6068、6069、6070の1、6071の2、6081の3、6081の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに5917から5919まで、5951から5953まで、5978の2から5978の11まで、6379の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、5979の1、5992、5993、6014、6015、6407の1、6408、6434、6435、6463、6464、6490、6491、6519、6520の地先の道路である公有地の一部

土地・景観チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月3日

長野県知事 田中康夫

### 1 申請のあった年月日

平成18年6月26日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北アルプスブロードバンドネットワーク

### 3 代表者の氏名

穂 莉 康 治

### 4 主たる事務所の所在地

松本市里山辺3044番1

### 5 定款に記載された目的

この法人は、登山者・自然愛好家に対して、山岳無線LANネットワークを活用し、現地の画像、気象等の山岳情報を提供する事業及び登山道の整備、山岳医療山岳救助の充実、自然保護活動等を行い、よって山岳医療・山岳安全活動・環境保護に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

平成19年度長野県看護大学編入学生を次のとおり募集します。

平成18年7月3日

長野県知事 田中康夫

### 1 募集人員

募集人員は、3年次編入学10人とします。

### 2 試験による選考

#### (1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

ア 短期大学（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の学校に限り）を卒業した者

イ 専修学校（保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養

成所に限ります。)の専門課程を修了した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者に限ります。)

(2) 出願手続

ア 提出書類

- (7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)
- (4) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)
- (ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)
- (エ) 学業成績証明書及び卒業(見込み)証明書

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成18年8月以降の振り出しに限り)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成18年8月28日(月)から9月1日(金)までとします。なお、郵送による場合であっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)  
長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

- (7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。
- (4) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

学力試験は、看護に関する専門科目及び英語とします。

(4) 入学者選考試験の実施期日、試験内容及び場所

試験期日	時間	教科等	出題科目	場所
9月16日(土)	10:00 ┆ 12:00	専門科目	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学	長野県看護大学
	13:00 ┆ 14:00	英語(高校卒業程度の能力を問う問題)		
	14:30 ┆ 16:30(予定)	面接		

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成18年9月27日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局(電話 0265-81-5100)に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療チーム

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成18年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 試験の日時等

別表のとおりとします。

2 試験の内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。

3 試験の一部免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第56条に規定するとおりとします。

4 受験手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。

ア 狩猟免許申請書 1通

イ 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による狩猟に係る許可を現に受けていない場合に限り)。

ウ 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判(縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル)の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

エ 返信用の封筒(受験票送付用) 1通

長形3号封筒に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手をはったもの

(2) 受付期間

ア 第1回試験及び第2回試験

平成18年8月28日(月)から9月8日(金)まで(郵送による場合は、平成18年9月8日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

イ 第3回試験

平成19年1月29日(月)から2月9日(金)まで(郵送による場合は、平成19年2月9日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(3) 受付場所

住所地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲

市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の環境森林チーム。ただし、木曾郡にあっては木曾農林振興事務所の森林・農地活性化チーム

(4) 受験手数料

受験手数料(5,300円。ただし、3により試験の一部免除を受ける者にあっては4,000円)は、長野県収入証紙により納付してください。(申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。)

5 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所環境森林チーム、木曾農林振興事務所森林・農地活性化チーム、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)からダウンロードすることもできます。
- (2) 別表の参集範囲以外の試験会場での受験を希望する者は、受付時に申し出てください。
- (3) 狩猟免許試験の受験者を対象とした初心者狩猟免許試験講習会を別日程で開催します。詳細については、最寄りの地方事務所環境森林チーム又は木曾農林振興事務所森林・農地活性化チームへ問い合わせてください。
- (4) 狩猟免許試験の実施に際して収集する個人情報、狩猟免許試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

区分	日時	試験会場	参集範囲
第1回試験	平成18年9月24日(日)午前8時30分から午後5時まで	佐久市大字跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡
		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
第2回試験	平成18年10月3日(火)午前8時30分から午後5時まで	上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 長野県営総合射撃場	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
第3回	平成19年2月24日(土)午前8時30分から午後5時まで	上田市富士山2464-226 上小森林センター	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		諏訪市川上1丁目1644-10 長野県諏訪合同庁舎	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡

試験	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
	長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

自然保護チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年7月3日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
松本電鉄バスターミナルビル  
松本市深志1-2-30
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
松本電気鉄道株式会社  
松本市井川城2-1-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者	所在地
株式会社イトヨーカ堂	井坂 榮	東京都千代田区二番町8-8
ハマ園芸株式会社	濱 義弘	松本市大字島立4642
株式会社池上	池上 忠彦	松本市大手4-3-19
株式会社三松	齋藤 寛	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-8-3
有限会社中央ストアー	小口 博之	松本市大手4-3-19
株式会社新星堂	宮崎 正紀	東京都江東区上荻1-23-17
株式会社鳳書院	大島 光明	東京都千代田区三崎町2-8-12
株式会社キャンドゥ	城戸 博司	東京都北区浮間3-3-2

(変更後)

名称	代表者	所在地
株式会社イトーヨーカ堂	井坂 榮	東京都千代田区二番町8-8
ハマ園芸株式会社	濱 昭夫	松本市大字島立4642
株式会社池上	池上 忠彦	松本市中央2-2-11
株式会社三松	齋 藤 徹	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-8-3
有限会社中央ストアー	小口 博之	松本市大手4-3-19
株式会社新星堂	宮崎 正紀	東京都目黒区上荻1-23-17
株式会社鳳書院	大島 光明	東京都千代田区三崎町2-8-12
株式会社キャンドウ	城戸 博司	東京都北区浮間3-3-2

- 4 変更した年月日  
平成18年4月1日
- 5 届出年月日  
平成18年6月16日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間  
平成18年7月2日から平成18年11月2日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月3日

長野県立須坂病院長 齋藤 博

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等及び数量  
超音波診断装置 一式
  - (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成18年8月25日
  - (4) 納入場所  
長野県立須坂病院
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
  - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
須坂市大字須坂1332  
長野県立須坂病院 事務局総務ユニット  
電話 026(246)5511
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年7月26日 午後2時30分  
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
  - (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成18年7月25日 午後5時(必着)  
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)  
長野県立須坂病院 事務局総務ユニット
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要です。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院チーム